

介護保険の福祉用具購入費を申請される方へ

1. 介護保険福祉用具購入費について

福祉用具購入費の支給は、福祉用具購入が在宅の要介護（要支援）被保険者の日常生活の自立を助けるため必要と認められた場合に行います。

介護保険の要介護認定・要支援認定を受けた被保険者が、都道府県知事の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具（表1）を購入された場合には、申請により負担割合に応じて購入費用の9割、8割又は7割が保険から支給されます。

1年間の上限額は10万円まで（消費税含む）で、支給方法は償還払いと受領委任払いがあります。受領委任払いでは、被保険者は購入費の1割、2割又は3割を販売事業者に直接支払い、町が残りを販売事業者に支払います。

※注 同一品目の福祉用具を購入した場合は給付の対象となりません。

ただし、破損、要介護状態の変化、その他特別な事情がある場合等はこの限りではありません。購入前に必ずご相談下さい。購入理由を事前に審査し、給付対象となる正当な理由と認められた場合のみ給付対象となります。なお、購入理由が記載された理由書が必要です。（居宅サービス計画書の写しは不可。）

（表1）福祉用具購入費給付対象となる特定福祉用具の種目

種目	性能
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上において腰掛式に変換するもの。 2 洋式便器の上において高さを補うもの。 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。 （居室において利用可能であるものに限る。）
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブタンク等のうち、尿や便の経路となるもので、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
入浴補助用具	1 入浴用いす 座面の高さが概ね35 cm以上のもの又はリクライニング機

	能を有するものに限る。 2 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 3 浴槽内いす 浴槽内において利用することができるものに限る。 4 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽の出入りを容易にすることができるものに限る。 5 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 6 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 7 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けてしようするものであって浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの。 硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なもので、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。
スロープ (貸与と購入の選択制)	貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
歩行器 (貸与と購入の選択制)	貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行車をいい、車輪、キャスターがついている歩行車は除く。
歩行補助つえ (貸与と購入の選択制)	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※ 排泄予測支援機器については購入前にお問い合わせください。

2.介護保険の福祉用具購入費支給の申請手続について

介護保険の福祉用具購入費支給の申請は、償還払い又は受領委任払いにより、福祉用具購入に係る費用を支払った後に行ってください。申請には以下の書類が必要です。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 委任状（支払い方法にかかわらず必要です）
- ③ **介護支援専門員**が記入した理由書
福祉用具がなぜ必要なのか、心身の状況からどのように支障が出ており、購入することとどのようなことが改善されるのかを具体的に明記してください。
※福祉用具購入が必要である具体的な理由が理由書同様に明記されており、同意署名のある居宅サービス計画書であれば代用可。（同種複数購入の場合は不可。）
必要である理由が明記されていない場合は理由書での再提出になります。
- ④ 購入した福祉用具のパンフレットの写し
- ⑤ 領収書（原本） 購入した福祉用具の種類、金額等が明記されているもの
- ⑥ 写真（※再購入・浴室内すのこ・スロープ・部品購入等その他必要と判断される場合のみ。以下注意事項参照）

申請書類の内容について、サービス提供事業者（居宅介護支援事業者・福祉用具販売事業者等）に説明や書面の提出をお願いすることがあります。

【申請手続きにおける注意事項】

- ・破損等により再購入の場合は、破損した福祉用具の写真と理由書を提出してください。
- ・浴室内すのこ購入の場合は、設置後の写真と寸法のわかる資料を提出してください。
- ・スロープ購入の場合は設置前の写真（段差の高さがわかるもの）と、設置後の写真（設置箇所と設置場所がわかるもの）を提出してください。
- ・スロープ等複数セットになっている商品を購入の場合は、実際に設置する個数分のみ支給対象となりますのでご注意ください。
- ・歩行補助つえのゴム等部品交換の場合は交換前の写真と理由書を提出してください。
- ・貸与と購入を選択できる福祉用具は、利用者へ十分な説明を行い、必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえた提案を行ってください。

申請の手続き場所・問い合わせ先

府中町福祉保健部高齢介護課介護保険係

TEL 082(286)3235